

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.243 2020/9/11

### 1 ドイツからの生きた豚、豚肉等の一時輸入停止措置について

令和2年9月11日(金)、農林水産省は、ドイツからの生きた豚、豚肉等の一時輸入停止措置を講じた旨公表した。

これは、ドイツのブランデンブルク州の野生イノシシにおいて、アフリカ豚熱（ASF）の発生が確認された旨、ドイツ政府からの発表があったことを受けた措置である。

2019年のドイツからの豚肉等に輸入量は40,240トンで、日本の総輸入量の約3.3%となっている。また、農林水産省は、発生国又は地域から生きた豚、豚肉等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた豚がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではないとしている。

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/200911.html>